

## 議案第17号

### 斑鳩町水道事業給水条例の一部を改正する条例

【議案提出担当課：上下水道課】

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律（令和5年法律第36号）が令和6年4月1日から施行されることに伴い、水道法等による権限が厚生労働省から国土交通省及び環境省に移管されることから、本条例において所要の改正を行うものであります。

#### 1. 改正内容

水道法の規定を引用している「厚生労働大臣」等の語を「国土交通大臣」等に改めるものであります。

#### 2. 施行期日

令和6年4月1日から施行します。